

## さいたま市長選挙選挙長告示第2号

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年5月15日

さいたま市長選挙選挙長 大倉 浩

- 1 場 所 選挙管理委員会会議室（ときわ会館3階）
- 2 日 時 令和7年5月22日 午後6時00分

選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和7年5月22日まで）」